

日本版敗血症診療ガイドライン 2024 特別委員会 内規

(目的)

第1条 この内規では、日本版敗血症診療ガイドライン 2024 特別委員会のガイドライン作成メンバー（委員、ワーキングメンバー、その他メンバー）に必要な事項を定める。

(班長、副班長)

第2条 ガイドライン各項目の班長、副班長は、委員から選出される。

(COI)

第3条 委員長の求めに応じて COI を全て提出する。

(提出物の期限)

第4条 文書の提出などの締め切り日を厳守することが求められる。締め切り日からの遅延が計 10 日を超える場合、委員長から通知を行い、遅延の理由によっては任を解く可能性がある。（遅延が計 7 日を超えた時点で事務局から一度連絡を入れる。）

(守秘義務)

第5条 ガイドラインの最終版が公表されるまでは、どのメンバーがどの領域に関わっているかは原則的に明かさない。（学会における委員会報告などやむを得ぬ場合はその限りではない。）

- 2 守秘義務として、作成中のガイドラインの内容や審議事項について原則的に明かさない。（学会における委員会報告などやむを得ぬ場合はその限りではない。）

(心得)

第6条 自身の主義主張を通すための作成行為は慎み、あくまで中立的・客観的な立場から作成に携わる。

- 2 個人的立場での学会活動・研究活動等を妨げるものではないが、ガイドライン作成メンバーとしての自覚を持ち、誤解を招くような行動は慎む。

(誓約書)

第7条 委員長の求めに応じて上記内規に関する誓約書を提出する。

(旅費)

第8条 日本集中治療医学会の旅費給付規定に則る。

(附則)

この規定は、2022 年 6 月 21 日より施行する。